資料１－１

議題１：固定資産税の減免について（半田市提出）

市名	回答			
	（１）ア 災害による固定資産税の減免の取り扱いについて	（１）イ （１）アの「その他」の内容	（２）ア （１）の取り扱いは何で規定しているか	（２）イ （２）アの「その他」の内容
名古屋市	一部又は全部納付されていても減免する（減免分を還付する）		要綱・要領等	
豊橋市	一部又は全部納付されていても減免する（減免分を還付する）		特に規定していない	
岡崎市	一部又は全部納付されていても減免する（減免分を還付する）		条例・規則	
一宮市	一部又は全部納付されていても減免する（減免分を還付する）		特に規定していない	
瀬戸市	一部又は全部納付されていても減免する（減免分を還付する）		要綱・要領等	
半田市	一部又は全部納付されていても減免する（減免分を還付する）		要綱・要領等	
春日井市	一部又は全部納付されていても減免する（減免分を還付する）		その他	規則で、災害後に到来するすべての「納付額」と規定していることから、納付済みの額を含むと解釈し、運用している。
豊川市	一部又は全部納付されていても減免する（減免分を還付する）		特に規定していない	
津島市	未納の場合は減免する		特に規定していない	
碧南市	未納の場合は減免する		条例・規則	
刈谷市	一部又は全部納付されていても減免する（減免分を還付する）		特に規定していない	
豊田市	一部又は全部納付されていても減免する（減免分を還付する）		特に規定していない	
安城市	一部又は全部納付されていても減免する（減免分を還付する）		要綱・要領等	
西尾市	未納の場合は減免する		要綱・要領等	
蒲郡市	一部又は全部納付されていても減免する（減免分を還付する）		特に規定していない	
犬山市	一部又は全部納付されていても減免する（減免分を還付する）		要綱・要領等	
常滑市	その他	災害の属する年度（翌年度の賦課期日以後に災害が生じた場合においては、当該災害の属する年度及びその翌年度）の未到来納付額について減免する。 また、未到来納付額がすでに納付されている場合は、当該未到来納付額にかかる減免額を還付又は充当する。	条例・規則	
江南市	未納の場合は減免する		条例・規則	
小牧市	一部又は全部納付されていても減免する（減免分を還付する）		その他	内部決裁で方針を定め、運用している

市名	回答			
	（１）ア 災害による固定資産税の減免の取り扱いについて	（１）イ （１）アの「その他」の内容	（２）ア （１）の取り扱いは何で規定しているか	（２）イ （２）アの「その他」の内容
稲　沢　市	その他	既に納付された場合及び納期到来後未納となっているものについては減免しない。	要綱・要領等	
新　城　市	一部又は全部納付されていても減免する（減免分を還付する）		特に規定していない	
東　海　市	未納の場合は減免する		条例・規則	
大　府　市	その他	未納の場合は減免します。 ただし、納期限未到来分のみで、被災前に納付済みのものは還付しません。	条例・規則	
知　多　市	一部又は全部納付されていても減免する（減免分を還付する）		特に規定していない	
知　立　市	一部又は全部納付されていても減免する（減免分を還付する）		特に規定していない	
尾 張 旭 市	一部又は全部納付されていても減免する（減免分を還付する）		条例・規則	
高　浜　市	一部又は全部納付されていても減免する（減免分を還付する）		その他	減免事由が災害である場合は、使用収益の観点から災害以後に到来する納期分についてのみ慣例的に還付しています。
岩　倉　市	一部又は全部納付されていても減免する（減免分を還付する）		特に規定していない	
豊　明　市	一部又は全部納付されていても減免する（減免分を還付する）		条例・規則	
日　進　市	未納の場合は減免する		条例・規則	
田　原　市	一部又は全部納付されていても減免する（減免分を還付する）		特に規定していない	
愛　西　市	未納の場合は減免する		特に規定していない	
清　須　市	一部又は全部納付されていても減免する（減免分を還付する）		特に規定していない	
北 名 古 屋 市	未納の場合は減免する		条例・規則	
弥　富　市	未納の場合は減免する		条例・規則	
み よ し 市	未納の場合は減免する		条例・規則	
あ　ま　市	未納の場合は減免する		特に規定していない	
長 久 手 市	その他	未納の場合は減免する。ただし、特別徴収義務者や預金口座振替取扱金融機関に起因する特別な事情がある場合（事務処理上、徴収が止められず申請日より後に徴収されてしまった場合）は納付されていても減免する。	条例・規則	

議題１：固定資産税の減免について（半田市提出）

資料１－２

市名	回答			
	（３）ア （１）の取り扱いは、どの税目でも同じか	（３）イ （３）アの「異なる」の税目	（４）ア （１）の取り扱いは、どの減免事由でも同じか	（４）イ （４）アの「異なる」の事由
名古屋市	同じ		同じ	
豊橋市	異なる	市県民税	異なる	災害については、課税客体の価値の減少が生じたため還付するが、その他の減免事由については、個別ごとに判断するため取扱いが異なる場合がある。
岡崎市	同じ	ただし、固定資産税は、被災した日以後に到来する納期限に係る固定資産税に相当する納付額 市民税は、災害減免申請日以後に到来する納期限に係る納付額 （※固定資産税においては災害の程度、市民税においては所得割合により減免額を決定）	同じ	
一宮市	同じ		異なる	原則、災害に限る
瀬戸市	異なる	市民税は減免分を還付する規定はないが、災害による減免については固定資産税と同じ取り扱いとしている。 軽自動車税は減免分を還付する規定はないが、災害による減免の事例はなく、個別に判断することになる。	同じ	
半田市	異なる	この度の事案により、現時点では固定資産税は一部又は全部納付されていても減免するが、他の税目は検討中。	異なる	検討中
春日井市	同じ		異なる	生活困窮理由による減免申請については、全期納付されている場合は減免を行っていない。
豊川市	異なる	個人の市民税	異なる	貧困（生活保護）の場合
津島市	同じ		同じ	
碧南市	異なる	軽自動車税 軽自動車税については４月１日の賦課期日に所有している人に１年分課税します。 また、災害減免はありません。	同じ	
刈谷市	異なる	市民税	異なる	扶助等を受ける者が所有する固定資産に係る減免（納付済分は減免なし）
豊田市	同じ		同じ	
安城市	同じ		同じ	
西尾市	異なる	国民健康保険税	同じ	
蒲郡市	同じ		同じ	
犬山市	異なる	市民税、県民税及び、固定資産税、都市計画税のみ（1）アの取り扱いとする。	異なる	災害のみ
常滑市	同じ		異なる	災害による減免の場合のみ適用する。それ以外の事由（貧困による場合等）においては適用しない。
江南市	同じ		同じ	

市名	回答			
	（３）ア （１）の取り扱いは、どの税目でも同じか	（３）イ （３）アの「異なる」の税目	（４）ア （１）の取り扱いは、どの減免事由でも同じか	（４）イ （４）アの「異なる」の事由
小　牧　市	同じ		異なる	生活保護、公益のために使用するもの　等
稲　沢　市	同じ		同じ	
新　城　市	異なる	軽自動車税	異なる	軽自動車税
東　海　市	同じ		異なる	市民税において、「前年中における総所得金額が２００万円以下で当該年中における総所得金額の見込額が前年中における総所得金額に比し、２分の１以下に減少すると認められる者・・・」に該当する者の一部納期分を減免している。
大　府　市	同じ		同じ	
知　多　市	同じ		同じ	
知　立　市	異なる	市民税	異なる	納付状況に応じ減免の可否を決定することについて条例等で取り扱いを規定しているわけではないが、当市の固定資産税の減免の場合、他の税目・他の減免事由とは異なり、納期未到来時に災害が起きた際は、納税者の担税力のある／なしに関わらず、課税対象である資産の状況に鑑み減免（全部納付の場合は納期未到来分を還付）を行っている。
尾 張 旭 市	異なる	軽自動車税、市県民税	同じ	
高　浜　市	異なる	市県民税	異なる	障害者及び弱者等に対する減免事由は、担税力の観点から全期全納されている場合は減免しません。
岩　倉　市	同じ		同じ	
豊　明　市	同じ		異なる	市長が特に認める固定資産については「必要と認める額」
日　進　市	同じ		同じ	
田　原　市	同じ		同じ	
愛　西　市	同じ		同じ	
清　須　市	同じ		同じ	
北名古屋市	同じ		同じ	
弥　富　市	同じ		同じ	
みよし市	同じ		同じ	
あ　ま　市	同じ		同じ	
長久手市	同じ		同じ	